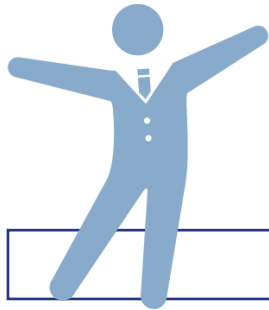


65歳超雇用推進助成金

高年齢者無期雇用転換コース

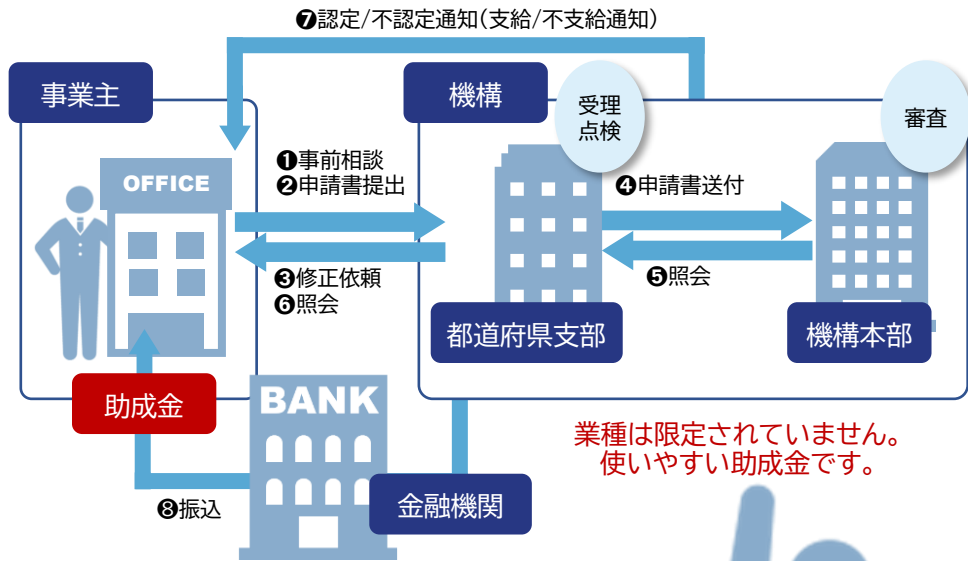


50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用転換した場合に助成されます。

助成額

支給申請年度1適用事業所あたり10人まで

労働者一人につき	中小企業	中小企業以外
生産要件を満たさなかった場合	48万円	38万円
生産要件を満たした場合	60万円	48万円



「無期雇用転換計画書」を計画開始の3か月前の日までに高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に申請し、計画内容の認定を受けることが必要

主な支給要件

- (1)「無期雇用転換計画書」を(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に提出し、計画の認定を受けていること。
- (2)有期契約労働者を無期雇用労働者に転換する制度※3を労働協約または就業規則その他これに準ずるものに規定していること。

※3 実施時期が明示され、かつ有期契約労働者として平成25年4月1日以降に締結された契約に係る期間が通算5年以内の者を無期雇用労働者に転換するものに限りませ

- (3)上記(2)の制度の規定に基づき、雇用する50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者※4を無期雇用労働者に転換すること。

※4 無期雇用転換日において64歳以上の者はこの助成金の対象労働者になりません。

- (4)上記(2)により転換された労働者を、転換後6か月以上の期間継続して雇用し、当該労働者に対して転換後6か月分の賃金※5を支給すること。

※5 勤務をした日数が11日未満の月は除きます。

以上のほか、①無期雇用転換計画書提出日から起算して6か月前の日から支給申請日の前日までの間に、高年齢者雇用安定法第8条または第9条第1項の規定と異なる定めをしていないことや同法第10条の3第2項に基づく勧告を受けていない事業主であること等が必要です。

